

## 導入促進基本計画

平成30年6月20日

吉賀町

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

吉賀町の人口は、昭和35年以降減少傾向である。平成27年の時点で総人口は6,374人、そのうち年少人口603人、生産年齢人口3,003人、高齢者人口2,768人となっている。(平成27年国勢調査)

吉賀町の就業者数は減少の一途を辿っているが、第3次就業者はほぼ一定で、減少しているのは第1次、第2次産業である。平成27年の時点で就業者数総数は3,297人、そのうち第1次産業585人、第2次産業862人、第3次産業1,836人となっている。(平成27年国勢調査)

製造業については、受注量減少で一部厳しい企業もあるが、全体的には安定的に推移している。しかし、慢性的な人材確保に苦慮しており、大きな問題となっている。小売・サービス業は、大型店進出の影響で厳しい経営環境であるため、後継者がいない事業所は廃業に向かっている状況。逆に後継者が存在している事業所は、補助事業を活用し新たな事業に取り組んでいる。

#### (2) 目標

先端設備等導入計画の認定件数 2件

#### (3) 労働生産性に関する目標

現在町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

従って、吉賀町では生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を施すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

多くの事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

製造業、サービス業など多様な業種が吉賀町の経済、雇用を支えており、広く生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、省エネの推進等、多様である。従って本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意をした日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年、4年、又は5年間とする（設備投資から効果が現れるまで長期間を有する場合もあるため）。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定をしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。